

生活経済学会ホームページ委員会設置規程

第 1 条 本会会則第15条に定めるホームページ委員会（以下「委員会」という）の設置は、本規程による。

第 2 条 委員会は、次の事項に関する活動を行う。

- (1) ホームページの作成に関する事項
- (2) その他理事会又は担当理事会が特に付託した事項

第 3 条 委員会は、原則として各地方部会所属の委員1名、計7名以上で組織する。

- 2 委員のうち1名は担当理事とするものとし、担当理事の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 その他の委員については、会員のうちから担当理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第 4 条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 委員長は会長が指名し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員の互選した者が、その職務を代行する。

第 6 条 委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

第 7 条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

第 8 条 本規程の改廃については、理事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規程に関する細則は別に定める。
(施行期日)
- 2 この規程は、2010年度の総会において承認された日をもって施行する。

- ※ 2007年4月21日 制定
- ※ 2008年6月 7日 一部改正
- ※ 2010年6月19日 一部改正
- ※ 2016年6月25日 一部改正